

平成27年度 生活環境委員会行政視察報告

1 参加委員

委員長 田中 勇

副委員長 瀧川 勉

委員 重見秀和、富田正朗、村上満典、伊藤 斉、須子藤吉朗

2 視察月日

平成27年7月7日（火）～9日（木）

3 視察先及び視察事項

(1) 東京都目黒区

浸水対策と雨水利用の取り組みについて

(2) 特定非営利活動法人あおぞら（新潟県新潟市）

おがくず再生小規模木質ペレットの製造販売について

(3) 広島県福山市

防犯カメラ設置促進事業について

4 視察の目的

(1) 浸水対策と雨水利用の取り組みについて

本市は、都市化に伴う保水、浸透機能の低下により、本来自然が有していた健全な水循環が損なわれつつあり、近年の気候変動によるゲリラ豪雨の増加などにより浸水被害が多発しています。このような状況から、平成27年2月に「山口市総合浸水対策計画」を策定し、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な取り組みを行うこととなりました。本計画に基づき実施される事業の有効性を検証し、計画の進行管理を確実に行うことで、浸水被害を軽減し、市民の安心・安全に資することができるものと考えますことから、先進地の取り組みについて調査したものです。

(2) おがくず再生小規模木質ペレットの製造販売について

本市は、小規模ペレット製造を、環境計画の中で重点プロジェクトに位置づけ平成29年度の稼働を目指し取り組んでいます。この状況を踏まえ、民間事業として成立するための仕組みや現場の実態について、先進事例を調査したものです。

(3) 防犯カメラ設置促進事業について

近年、防犯カメラは、犯罪被害の未然防止等の有用性が認められ、多数の自治体で設置補助制度の創設や権利利益保護の観点からのルールづくり（条例又はガイドラインの策定等）が進められています。現在本市は、防犯カメラの設置に関する事業化はなされていないものの、本市の目指す「安心・安全な暮らしのできるまち」の実現のための一つの手段として、この事業の有効性を検証するため先進事例を調査したものです。

5 視察概要

(1) 東京都目黒区 浸水対策と雨水利用の取り組みについて

① 日時

平成27年7月7日（火）午後1時～午後2時30分

② 内容

目黒区では、雨水利用している公共施設は、175施設中13施設であり、大規模な施設に導入し、トイレなどの雑用水に活用されていました。

近年普及している洗浄機能付便座のトイレ配管は、二重配管となっており、流す水は雨水だが、洗浄機能部分は水道水を使用する構造となっていました。雨水には不純物が混じるため、一度、貯留槽に溜め沈殿、ろ過した後、塩素等の薬剤を投与し、中水槽に入る仕組みとなっていました。以前は、散水にも利用されていましたが、レジオネラ菌など衛生上の理由から現在は行っていないとのことでした。

費用対効果の面では、生徒数1,000人程度の学校を例にあげると、導入費1,900万円程度、水道代等で毎年210万円程度の歳出抑制効果があり、9年間で初期投資の元が取れる試算となるとのことでした。

浸水対策においては、近年、50ミリを超える豪雨の増加により、家屋などに甚大な浸水被害をもたらしていることから、河川や下水道施設に流出する雨水を抑制する必要性が生じ、都は、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定、また、都及び市区町村で構成する「東京都総合治水対策協議会」により、渋谷川、目黒川及び呑川の流域ごとの豪雨対策計画を平成21年に策定されてい



目黒区北部地区サービス事務所会議室

ました。区では、これらの基本方針や計画等との整合を図るため、平成22年5月に「目黒区総合治水対策基本方針」を改定し、雨水流出抑制施設の整備などを中心としたハード対策に加え、ソフト対策も含めた総合的な治水対策に取り組むとされていました。

雨水流出抑制の対策として、道路、公園、学校等に雨水浸透ますの設置や透水性舗装、校庭や公園に貯留施設の設置を行っており、これらの施設による対策量の累計は、平成26年度末時点で76,066立方メートル、計画における平成29年までの目標対策量は105,717立方メートルであることから達成率71.95%でした。また、雨水流出抑制施設の整備を促進するため、個人が所有する宅地等で雨水浸透設備の設置等を行う場合は、40万円を上限に工事費の一部の助成を行っていましたが、目黒区は、建ぺい率等の関係で、敷地の大半を建物が占めるため、一般家庭での雨水貯留施設の設置は進んでいませんでした。(現在、これに関する補助申請0件)、ただし、都下水道局が道路内に設置している公共雨水浸透ますへの宅地内雨水管を接続する工事もこの制度の活用を認めており、平成25年度に1件、平成26年度に2件、計3件の申請実績となっていました。

開発等における雨水利用の指導として、都が策定した「水の有効利用促進要綱」に基づき、都内で一定規模以上の建物又は開発事業を計画される事業者へ、雑用水利用、雨水利用、雨水浸透ますの設置など、水の有効利用及び雨水浸透への協力をお願いをされていましたが、実態は、民間施設への指導は困難であり、公共施設に限って指導している状況でした。

また、特色ある施設として、目黒天空の庭を視察しましたが、この施設は、首都高速道路の大橋ジャンクションを立体構造とし、屋上の7,000平方メートルを緑化し公園として整備した施設であり、雨水対策として、屋上の地盤に卵パックのようなものを敷き詰め、一時的に600立方メートルの雨水を溜め込む仕掛けを施していました。

立体都市公園であり道路法も適用される全国初の施設であるとのことで、リスク分担として、維持管理の守備範囲について、区と首都高とで維持管理協定を締結しているとのことでした。



大橋ジャンクション屋上
「目黒天空の庭」

③ 所感

目黒区における雨水利用は、公共施設のトイレ雑用水に限られ、レジオネラ菌の発生等の懸念から散水等には利用されていないことから、雨水の用途は限定的でした。それでも、1,000人程度の学校で例えると、水道代換算で初期投資の元が9年間で取れる試算となることから、費用対効果における導入効果は非常に高いと感じました。

しかしながら、近年普及している洗浄機能付便座においては、洗浄機能部分は水道水を使用するため、二重配管となるなどコスト増となることに注意が必要であり、本市で導入を検討する際には、施設の選択やこれを踏まえた費用対効果を十分に検証する必要があると思われました。

目黒区における浸水対策においては、方針や計画等により、都、区の役割が明確に規定されているほか、区の雨水流出抑制における目標対策量が明確に設定され、現在、達成率71.95%と事業全体としては順調のようでしたが、民間における雨水貯留槽や雨水浸透柵の設置は、宅地面積が小さく設置スペースが限られるという都会ならではの悩みから、設置助成制度は整備されているものの、今後も普及していくようには感じられませんでした。本市においては、具体的数値に基づく全体整備目標の設定と民間での普及促進を図るための十分な補助制度の策定が必要であると感じました。

(2) 特定非営利活動法人あおぞら

おがくず再生小規模木質ペレットの製造販売について

① 日時

平成27年7月8日（水）午前10時30分～午後0時

② 内容

特定非営利活動法人あおぞらは、障害者自立支援法に規定される就労支援施設であり、法人設立13年目とのことでした。

ペレットストーブ関連の事業が形になったのが2から3年前であり、現在は、事業の柱となっているとのことでした。事業活動での売り上げは、年間約700万円であり、内訳としては、着火材の製造販売が約300万円、ペレットストーブの組立受託が約250万円、木質ペレットの製造販売が100万円未満、その他木工作业等の売り上げとなっていました。

木質ペレットの販売は、直販10キログラムで600円、提携しているさいかい産業への卸価格10キログラムを450円とされており、年間25トンから30トンを製造している状況でしたが、利益率は低いため、ペレットだけの事業展開は困難とのことでした。

なお、通所している就労継続支援等のサービスを受けている方への工賃は、A型で1時間当たり770円、B型で20日間通所され1万6,000円から6万円とのことでした。職員の人件費は、売り上げは当てておらず、

国からの給付金でまかなっているとのことでした。

木質ペレットの原材料は、間伐材の加工から生ずるおがくず、木工の端材や、合板会社から廃棄物として出る木の芯材などであり、これらを有料で引き受けるなどして調達されていました。

県から、補助金を出すから事業拡大してはどうかとの提案をいただいているとのことでしたが、原材料の調達が困難であることや、原材料に乾燥していない間伐材そのものを使用した場合、乾燥コストがかかってしまうこと等の理由から、採算性が得られないとのことでした。以前、1日200キログラムから300キログラム製造できる機械をリースしたことがあるとのことですが、原材料の調達が間に合わず赤字になったとのことで、検討を重ねた結果、ペレットはこのような小規模生産が望ましいと考えているとのことでした。

行政との連携等については、単発で清掃作業や封入作業、シール貼などを受託することがある程度とのことでした。障害者優先調達推進法によって優先的にペレットストーブ等を購入していただく等も考えられるとのことですが、アフターメンテナンスの対応が困難であるため、取引をしていないとのことでした。



木質ペレット製造作業の様子



特定非営利活動人あおぞら会議室

③ 所感

特定非営利活動法人あおぞらは、年間事業売り上げ700万円、このうち木質ペレットの製造販売は100万円にも満たない状況から、障害者自立支援法に規定される就労支援施設であるという福祉施策を活用しなければ、事業化は非常に困難であると感じました。

木質ペレットの原材料は、間伐材加工時に生ずるおがくずですが、当法人が間伐材を直接搬入し加工しているわけではありませんでした。これを可能とするには、間伐材を乾燥させるための機材が必要であり、これがあれば事業拡大も可能とのことですが、当法人の目的は、そこで働く障がい者の工賃をいかに上昇させるかであり、事業展開と当法人の温度差を感じました。

本市においては、山口市環境基本計画に定め、「まちなか小規模ペレット製造」の事業を計画していますが、環境部門単独で事業展開していくことは、非常に困難ではないかと思われました。

(3) 広島県福山市 防犯カメラ設置促進事業について

① 日時

平成27年7月9日（木）午後1時～午後2時30分

② 内容

福山市は、防犯カメラ設置促進事業を平成26年度に着手し今年度が2年目でした。3カ年で重点的に設置促進を図るとして、市及び地域団体等により230台の設置を目指すとされていました。

事業実施の背景としては、市内の刑法犯認知件数が、平成14年の9,146件をピークに、その翌年から県警による「減らそう犯罪県民総ぐるみ運動」が開始されたことをきっかけに減少してきましたが、平成25年に増加に転じたことや、身近な犯罪である乗り物盗、車上狙い、器物損壊、ひったくり等は依然として発生しており、市民の体感治安の改善には至っていないことなどがあげられ、総合計画に掲げる基本目標の一つである「だれもが安心して安全で快適に暮らせるまち」を着実に実現するため、犯罪の抑止効果として大き



な役割が期待できる「防犯カメラ」を整備していくこととしたとのことでした。

事業の推進体制としては、防犯・交通安全を担当する「市民局市民部生活安全推進課」がこの事業を所掌しており、県警からの出向者（警部）を専門員として迎え、この者を中心に業務にあたられていました。特に、市内にある3警察署（福山東、福山西、福山北）と十分擦り合わせをした上で、市が直接設置する防犯カメラの設置場所を決めるなど、警察との協力、連携は非常に重要であるとのことでした。

防犯カメラ設置促進事業を実施する上で、画像に映り込む個人のプライバシーへの配慮が厳格に求められると考え、防犯カメラを設置するには、「設置及び管理運用基準」の策定を義務付けられていました。これには、犯罪防止目的以外の提供の禁止、カメラ設置の周知、画像の保存方法、管理責任者、画像取扱者の設置等を明確に規定することとされてきました。この「設置及び管理運用基準」は、行政のみならず地域団体にも策定を義務付けており、市民のプライバシーに配慮した取り組みを徹底するルールとして「福山市防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」を策定しているとのことでした。他県の状況では、このようなガイドライン等は、県にて策定されることが一般的ということですが、広島県は策定していないことから、市において策定されたとのことでした。

なお、市としては、プライバシー保護の観点における市民反応は大きいと想定されていましたが、「防犯カメラの映像により犯人逮捕につながった」などのマスコミ報道等も追い風となり、こういった問い合わせは皆無だったとのことでした。

また、設置促進を図るため、地域団体等が主体となって設置する際の支援として、福山市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱を策定されてきました。これは、自治会等の地域団体が設置する際に、設備及び工事費の10分の9を上限80万円の範囲内で交付するもので、また、事業者に対しても、設備及び工事費の3分の1を上限30万円

の範囲内で交付しているとのことでした。設置するポール等何も無いところに設置した場合は、90万円程度の経費となる

年度	福山市		地域団体	事業者	合計
	直接設置	寄付			
26	32	24	31 (予算 40 台)	4 (予算 10 台)	91

試算から地域団体等における補助上限額を定めたとのこと、また、事業者に対しては、当該事業所の防犯目的が強いものの、撮影視野角度が全100度程度のうち3分の2は公共空間を撮影できるということを条件に補助金の交付対象としているとのことでした。こういった取り組みにより、平成26年度は91台の

設置でしたが、これでも、地域団体及び事業者の設置台数は、予定台数を満たしていなかったとのことです。これは、3月定例会での予算議決を待ってから制度の周知を開始したため、自治会等地域団体の予算確保が間に合わなかったことや、制度の事前周知も予算議決以降に開始したため、出遅れてしまったことが主な要因とのことでした。

この事業の成果としては、防犯カメラ設置時に「防犯カメラ作動中」の看板設置を義務付けていることによる抑止効果から、特定の場所の少年い集の減少、その周辺の110番通報件数の減少、トイレがきれいに使われるようになったなどの効果があったとのことです。また、防犯カメラの映像により、窃盗事件の解決、交通事故の事実認定などにも活用されたとのことでした。

なお、防犯カメラ設置促進事業は、地域住民の防犯活動の補完的役割を担うものであり、補助金が交付されているとはいえ、あくまでも地域が防犯カメラを設置したということが、地域の防犯意識の高揚につながっているとのことでした。具体的には、この制度が創設されたことにより、話し合いの場が生まれ、地域の様々な団体の横の連携が図れるようになり、安全マップを作成されるなど、地域防犯活動の活性化につながったとのことでした。

課題は、地域内団体の財源に関することが多く、設置時の10分の1負担や年間約5,000円程度の電気代、故障した際の修理費など、これが相当な負担増となる地域もあるとのことでした。こういった状況を踏まえ、償却期間が5年程度といわれている防犯カメラ自体の更新の際には、再度の補助金の交付を認めることとしたとのことでした。

また、本事業においては、事業の性質上、効果の測定や検証が難しいため、福山大学犯罪心理学ゼミの協力を得て着手されたところであるとのことでした。



③ 所感

福山市の刑法犯認知件数が10年前と比較し半減しているのは、事業の成果の現れでした。特に、大きな成果をあげている要因は、市長のリーダーシップと平成10年に施行された福山市民の安全に関する条例の存在が大きいのと思われる。

犯罪の抑止や市民との協働という面からも、本市においても何らかの条例制定等が必要ではないかと感じました。

防犯カメラ設置事業は、本市においても対応可能と思われます。安心安全なまちづくりはもちろんのこと、観光交流人口の増加を願う本市としては、来訪者に対しても安心・安全なまちであるように努めていきたいと考えます。